

令和4年度第1回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：令和4年8月30日（火）13時30分から15時00分まで

○場 所：木津川市役所 第二北別館

○出席者：榎原禎宏委員長、中井裕子副委員長、木内香子委員、市川忍委員、

山本千賀子委員、前田健一郎委員、谷本和子委員、

河野美帆委員、山崎由佳委員

教育委員会：森永教育長、竹本教育部長、大村教育部理事、吉村教育部理事、

湯浅学校教育課指導主事、福田学校教育係長、鈴木学校教育係主事

1 開会

2 委員へ委嘱状交付（机上配布）

3 教育長あいさつ 森永教育長より

4 委員・事務局紹介

5 木津川市いじめ防止対策委員会について

資料No. 1 「木津川市いじめ防止等対策委員会条例」により説明。

第1条、第2条において、当委員会はいじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、学校の求めに応じて、学校におけるいじめ防止をはじめとする生徒指導上の諸問題のための基本的な方針及び施策に関し必要な指導助言を行い、重大事態の発生時は、教育委員会の求めに応じて調査方針の決定や調査結果の報告にあたるものである。いじめ防止対策推進法については、資料No. 6に添付しているのでご参照いただきたい。

続いて、第3条、第4条について説明する。当委員会では第3条に示されている各分野の方々で構成されている。任期は2年である。ただしPTA代表の方については各校のPTA組織の任期が1年となっているため、本委員会においても1年で交代となっている。

次に本委員会の運営に関して説明する。第5条では本委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の皆さまの互選により定めることとなっている。この後、決定するのでご協力をお願いしたい。

次に第6条について説明する。本条では会議の成立要件などを定めている。この委員会は情報公開や会議の透明性などから、公開することが木津川市審議会等の公開に関する規定で定められている。詳細については次の説明で行う。

ここまで説明について質問があればお受けしたい。
→特になし。

6 木津川市いじめ防止等対策委員会の運営について

資料No. 3により、会議の公開について説明する。先ほど会議については公開すると説明したが、方法については会議の傍聴を認めることにより行う。

資料No. 4「木津川市審議会等の会議公開に関する規程」をご覧いただきたい。本会議において、個別の事象等秘密性の高い事案について取り扱う場合は本規程第4条第2項の適用とし、非公開とする。

続いて、資料No. 3に戻り、議事録の作成について説明する。事務局で作成し、議長と議長が指名した議事録署名委員1名の署名を頂いて議事録とする。なお、議事録は委員の発言を逐一記録するものではなく、発言の要点を整理したものとして作成する。また、この議事録はホームページ上でも公開する。

当委員会の守秘義務については、3. 委員の守秘義務についてに記載のとおりであり、委員は職務上知りえた秘密については、在任中はもちろん退任後も、これを漏らしてはいけないとあるので、よろしくお願ひしたい。

事務局からの説明は以上であるが、質問等あればお受けしたい。
→特になし。

7 委員長・副委員長のあいさつ

当委員会条例第5条では、「委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。」となっている。選出についてご意見を頂戴したい。

委員 委員長には、昨年度まで委員長として経験いただいている榎原委員に引き続きお願ひし、副委員長には、心理士として生徒や保護者の悩みに関わる仕事をされている中井委員が適任であると考えるので、お二人に委員長、副委員長をお願いできればありがたい。

事務局 ただいまご推薦頂いた件についていかがか？

委員 異議なし。

事務局 「異議なし」のご意見を頂戴したので、委員長は榎原委員、副委員長は中井委員にお願いしたい。

8 委員長あいさつ 榎原委員長より

9 議事

- (1) 議事録署名委員の指名
- 中井委員を指名

(2) 木津川市いじめ防止基本方針について

資料No. 5により事務局が説明。

いじめ防止対策推進法第12条の規定により方針を作成したが、この第12条に学校の基本方針の策定義務、地方公共団体の策定努力義務が記載されている。市におけるいじめ防止等のための対策を総合的且つ効果的に推進するために平成26年4月に策定した。これにより、各学校では各学校のいじめ防止基本方針を策定している。制定内容は市立中小学校におけるいじめ防止等の対策の基本的な方法を示すと共にいじめ防止や早期発見、いじめへの対処を体系的且つ計画的に実施できる様、講すべき対策の内容を具体的に示している。

まず、基本方針の構成について説明する。1. いじめに対する基本認識について、2. いじめの未然防止、3. いじめの早期発見のための取り組み、4. いじめへの対応、5. いじめ問題に取り組む体制の整備、6. インターネット上のいじめへの対応 7. 重大事態への対処、8. 学校におけるいじめ防止基本方針について記載している。

この基本方針は平成30年4月に京都府のいじめ防止対策基本方針が改定されたことを受け当市の基本方針も平成30年5月に改定した。当市では、いじめ防止基本方針に沿って、いじめの未然防止と早期発見に努める。

事務局からの説明は以上であるが、質問等あればお受けしたい。
→特になし。

(3) 市内小中学校のいじめ調査について

資料No. 5により事務局が説明。資料No. 5の資料編参照。

まず、いじめ防止年間指導計画については(5)に記載のとおり。早期発見に向けた取り組みとして、各学校でアンケートを実施している。1学期は5月末から6月、2学期は11月末から12月に行う。学校によっては3学期も実施する。今回は5月から6月に実施したアンケートについて説明する。6ページから8ページはアンケートの内容を掲載している。アンケートについては、実施後、各担任と児童生徒の間で教育相談として時間を設け、詳細を聞きとり、実態把握につなげている。

つづいて、資料No. 8により、京都府のいじめ調査について説明する(11ページ参照)。京都府のいじめ調査では、木津川市で実施したアンケートと、その後の個別相談により聞き取った内容を基に回答している。11ページ下部の表では、いじめの認知件数を「A…行為が止んでいないもの」「B…行為は止んでいるが心身の苦痛が継続しているもの」「C…見守り。行為は止んでおりいやな思いもないが、3か月未満のもの」「D…解消。行為は止んでおりいやな思いもないが、3か月以上経過しているもの」「重大事態…いじめにより、被害児童生徒に生命・心身・財産に重大な被害が生じた。あるいは、相当な負荷により年間30日、学期中10日学校を欠席することを余儀なくされている状態」に

分類して集計している。また、未解消のA・B、重大事態については詳細を教育委員会に報告し、連携を図り解消に向けた取り組みを行っている。2学期調査では未解消事象の追跡を行い、その後解消したのか、いまだに支援が必要なのか実態把握を行う。

委員長 事務局からの説明は以上であるが、質問等あればお受けしたい。
→特になし。

つづいて、資料No. 9によりいじめ調査結果を報告する。

1ページ目は調査の概要である。第1回目については令和4年5月24日から6月17日の間にすべての学校で実施完了した。2ページ目はアンケート内容の掲載である。3ページ目は市内小学校のアンケート集計、4ページ目は市内中学校のアンケート集計である。

3ページの項目、Cについては設問1の①～⑪のなかで、ひとつでもいやな思いをしたことがあった児童生徒数であり、1,077名いる。Dは、今はいやな思いをしていない生徒であり、722名である。Eは、Cの内訳であり、2ページ目の①にあたる回答数をEの①に反映している。この数値は別資料にてグラフ化されているため、後ほど説明する。表下部では、具体的に児童生徒がいやな思いをした事例を列挙している。

4ページ目、中学生についても同様の見方であるが、項目のH「いじめられている人を見た」については中学校では25名おり、右下に具体的な内容を列挙している。

5ページ以降では、3・4ページの集計結果の表をわかりやすくしたグラフを掲載している。5ページについて、小学校では2年生でいやな思いをした生徒、中学校では1年生でいやな思いをした生徒が多くなっている。6ページでは、そのいやな思いをした児童生徒の継続・相談した割合をグラフ化している。小学校では1,077名いやな思いをしたなかで、317名が継続しており、488名は誰かに相談をしている。相談の内訳は6ページの下部である。小学校では家族に相談をしている割合が高い。7ページではいやな思いをした生徒の発生率の推移をまとめている。令和4年度は昨年度に比べて増加傾向にあるが、令和3年度は学校行事がコロナ禍で実施されておらず、令和4年度では実施されるようになったことが影響していると考える。学校行事で人と関わる機会が多くなり、相対的に増加したととらえている。8ページではアンケート設問2のそれぞれの回答についてグラフ化している。小・中学校ともに「①ひやかし、からかい、悪口、おどし文句など、いやなことを言わされた」と答えている児童生徒が圧倒的に多い。なかでも小学校で気になるのが「⑨いやなこと、はずかしいこと、危険なことをされたり、させられた」と答えている児童生徒が169名いることである。エスカレートすると命にかかる、また、大きないじめにつながる可能性がある。

また、9・10ページについては、京都府のいじめ調査の結果を掲載している。ここでは、木津川市独自のアンケートを利活用し、教育相談等聞き取りを行う中で、いじめだと認知したものについて回答している。各学校からの資料を基に、9ページの小学校では、

いじめの認知件数は761件、10ページの中学校では60件として集計している。また、京都府では不登校生徒に対しても、不登校の事情がいじめに依るものかどうかを調査するために、アンケートの実施を徹底するよう働きかけている。当市でも未回答の児童生徒数が少なくなるよう実施したが、小学校は16件、中学校では9件の未回答があった。引き続き未回答児童がいなくなるよう取り組んでいく。

11ページでは認知件数の比較をグラフ化している。小学校では昨年度の978件から令和4年度は761件と減少しており、中学校では昨年度の54件から令和4年度は60件と微増している。11ページの下段では当市のアンケートと同じく「A…行為が止んでいないもの」「B…行為は止んでいるが心身の苦痛が継続しているもの」「C…見守り。行為は止んでおりいやな思いもないが、3か月未満のもの」「D…解消。行為は止んでおりいやな思いもないが、3か月以上経過しているもの」のカテゴリごとに分類している。12ページについても、当市のアンケートと同様に分類し、グラフ化している。13ページについては、学校名を伏せているが、各学校のいじめ調査の結果をまとめたものである。

委員長 市の調査と京都府の調査のズレが生じる原因を教えていただきたい。

事務局 京都府の調査では、木津川市独自のアンケート実施後、学校で教育相談等個別の聞き取りを行うなかで、いじめだと認知したものについて回答している。そのため、精査したうえでの認知件数となっている。

委員 アンケートは記名式であるのか。

事務局 原則記名式である。無記名であると聞き取りができないため。アンケートは担任が確認し、緊急に話す必要がある場合は相談の機会を待たずに、個別に児童生徒を呼び、聞き取るケースもある。

委員長 いやな思いをした事象の中にある、「⑨いやなこと、はずかしいこと、危険なことをされたり、させられた」については、学校においてはどのように対応をとっているのか。

事務局 アンケートで⑨的回答をした生徒については、必ず個別に聞き取りを行い、アンケートをとっただけで完結しないようにしている。

委員長 経年変化について、項目に対応した資料はないのか。

事務局 項目ごとの経年変化の資料はないが、例年「①ひやかし、からかい、悪口、おどし文句など、いやなことを言わされた」が多い。しかし、特段それぞれの項目において、大きく増減したという印象はない。

委員長 コロナ禍において、ネットいじめの印象はあるが、小・中学校いずれもネットに

おけるいじめの増加は見受けられない。どういう考え方をお持ちか。

事務局 必ずしもこのアンケート調査結果の数値が実態であるとは捉えていない。今後明らかになる可能性も踏まえ、一歩引いた視点で受け止めている。

委員 小学校のいやな思いをした事象の中にある、「⑨いやなこと、はずかしいこと、危険なことをされたり、させられた」について、生徒指導の問題である印象。小学校ではどのような状態であるのか。

委員 最近、問題行動が増えたという印象ではない。子どもたちに聞き取り調査をするうえで、正直に子どもたちがいやな思いをしたという気持ちを抱いたことをアンケートに反映してくれた結果として学校は受け止めている。そのうえでの件数と考える。

委員長 生徒指導の範疇でおさまる事象であり、すべてが大きな事象ではないという認識でいいのか。具体例は。

委員 アンケートにあがっているものについては、すでに指導に当たっているものという印象である。具体例については、「階段で背中を押された」という事象が⑨のなかで挙がっていた。

委員 児童生徒に聞き取りをするうえで、教師がいじめの件数として数えないケースもあるとのことだが、いじめの件数として数えるか数えないかの基準はなにか。

事務局 アンケートのなかでは、話し合ってその場で解決するケースもある。アンケートのあとに指導が入り、指導結果も考慮した認知件数となっている。

委員 児童生徒が、自身の身の回りで起こっていることが良くないことであるなど、いじめかどうかの認識を養うような機会、指導は行っているのか。

事務局 いじめの構造についての説明など、授業としても、学級活動においてもいじめについての指導はしている。

委員 アンケートを実施しているときの児童生徒の雰囲気はどのようなものか。

事務局 小学校においては、児童生徒によっては字が読めないため、教師が読み上げ、丸をつけさせるような場合もある。中学校においては私語を禁じ、アンケートは記入したのちに担任に直接手渡しをして提出させている。記入した内容が漏れないように注意している。学級活動の時間などで、小学校では10分以上時間がかかることがある。

委員 一回冷やかされた等、一回の事象で件数としてあがるのか。

事務局 繼続的なものもあるが、いやな思いをしたとして一度感じたことをアンケートの中で答えていれば一回のものもあがってくる。

委員 犯罪につながるような事象として、加害者に対してなど学校はどのように対応しているのか。

事務局 被害者、加害者については聞き取りと当事者同士の話し合いの場はもちろん、保護者にも理解をしてもらえるよう指導を進めている。

委員 未回答の児童生徒はなぜ未回答なのか。

事務局 保護者・児童生徒本人に会えない場合がある。そのような児童生徒の件数である。

（4）個別の事象について

事務局 これより審議事案については、個別の事象等であり、秘匿性の高い事案について取り扱う場合には、「木津川市審議会等の会議公開に関する規程」第3条第1項第2号の適用により、非公開とすることに全員意義なく了承した。

（以下、非公開事案）

10 その他

本日は委員の皆様より貴重なご意見をたくさんいただき、またご審議いただき感謝申し上げたい。今後も本委員会でいただいたご意見も参考にしながら、木津川市のいじめ等防止対策について検討し、取組を推進していく。

今回の定例委員会については、令和4年2月に行う予定である。

なお、緊急に報告や協議、また調査が必要な事象が発生した場合は、臨時で委員会を開催することもあるので、ご了承いただきたい。

11. 閉会